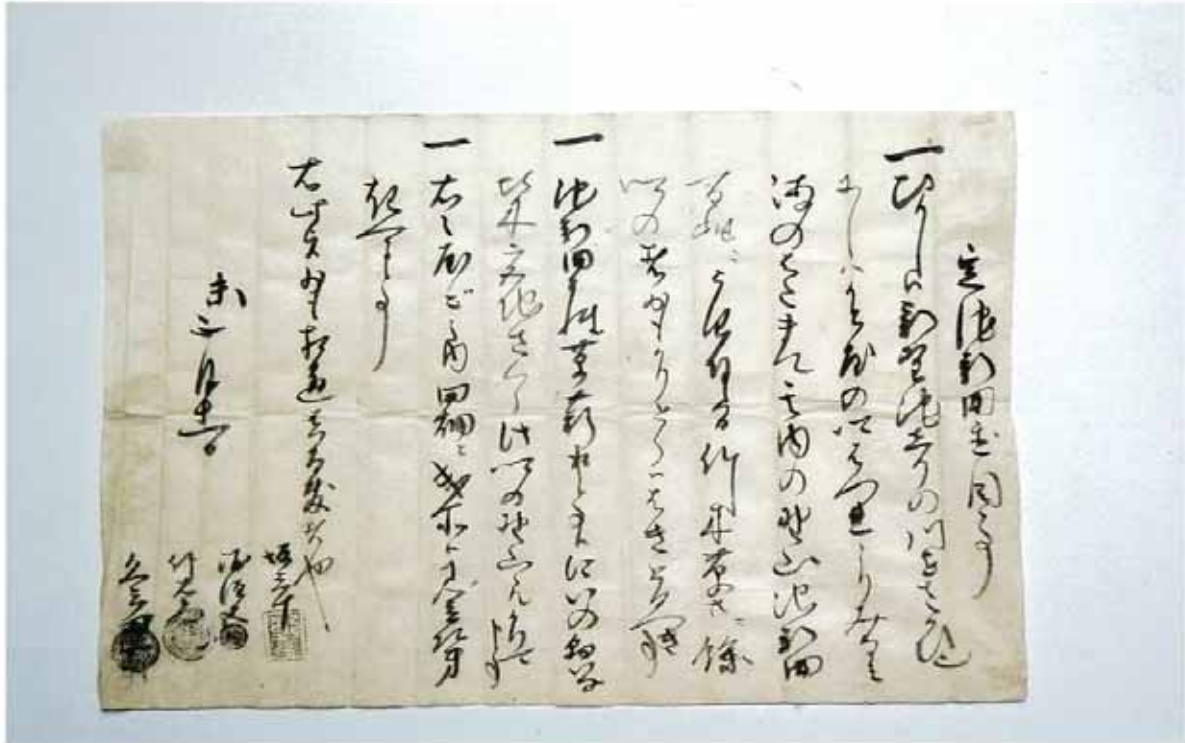


本間家文書



よみ ほんまけもんじょ
 指定 市指定有形文化財
 種別 古文書
 数量 15通
 所在地 御前崎市池新田
 所有者 個人
 指定日 昭和52年2月28日

久世廣宣外三名連署宛
 定 池新田置目事
 一 ひかしハ新野池しりの川をさかひ也
 にしハかと屋の郷はつれよりみなみ
 海のはたまで其内の野山池新田
 百姓ニ被任付候間竹草共ニ余
 郷の者少もかりとらにははきとるへき事
 池新田百姓草薪取事ハにいの朝いな
 比木宮内さくら此郷の野山にてかり可申事
 右の屋ごの内田畑に成所ハ見立次第
 起可申事
 右此旨少も相違有間敷者也
 未 坂 三十 (坂部三十郎廣勝)
 正月十一日 瀧 源五 (瀧美源五郎勝吉)
 竹 右五門 (竹田)
 久 三四郎 (久世三四郎廣宣)

解説

本間家文書は、代々池新田の大庄屋を勤めた当家に伝わる古文書です。旧知行地である小野田村(現袋井市)の安堵状(武田家朱印状)などの中世文書や、慶長年間の池新田村の開発に関する文書などが多数保存されています。
 上記文書は、慶長12年(1607)の置目で近郷五ヶ村の野山に入って、生活に必要な新炭を獲得する権利や、池新田の土地境等を定めています。差出人4人は、もと高天神衆で、高天神城で戦死した本間八郎三郎などとの関係がうかがわれます。

